

令和元年10月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
(うち半密閉式(CF式)ガスふろがま(LPガス用)1件、  
石油ストーブ(半密閉式)1件、ガス栓(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(うち自転車1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 25件  
(うち自転車15件、電気洗濯機1件、電動アシスト自転車5件、  
エアコン(室外機)1件、窓1件、ノートパソコン1件、  
照明器具(卓上型)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び  
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して  
いる案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204 (直通)

F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900624	令和元年10月4日	令和元年10月17日	半密閉式(CF式) ガスふろがま(LP ガス用)	TP-A11K	高木産業株式会社 (現 パーパス株式会 社)	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し た。事故発生時の状況を含め、現在、原因を 調査中。	岩手県	製造から35年以上 経過した製品
A201900651	令和元年10月9日	令和元年10月18日	石油ストーブ(半密 閉式)	KSH-5BS-K4 G	サンポット株式会社	火災	事務所で異臭がしたため確認すると、当該製 品を焼損する火災が発生していた。当該製品 に起因するのか、他の要因かも含め、現在、 原因を調査中。	北海道	
A201900652	令和元年10月10日	令和元年10月18日	ガス栓(都市ガス 用)	不明	株式会社藤井合金製 作所	火災	飲食店で当該製品を焼損する火災が発生し た。当該製品の使用状況を含め、現在、原因 を調査中。	兵庫県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900646	平成26年5月	令和元年10月18日	自転車	C60T3	ブリヂストンサイクル 株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。現在、 原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和元年8月 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 厳重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900625	平成25年7月7日	令和元年10月17日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂をブレーキを掛けながら走行中、ハンドルポストが抜け転倒し、対向してきた車に衝突、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年7月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900626	平成25年5月2日	令和元年10月17日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年5月15日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900627	令和元年9月30日	令和元年10月17日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	令和元年10月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900628	平成30年9月28日	令和元年10月17日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品に乗車しようとしたところ、左ハンドルグリップが外れ、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900629	平成24年7月30日	令和元年10月17日	自転車	重傷1名	子供(11歳)がサンダルを履いて当該製品で走行中、サンダルが泥よけに巻き込まれ、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成24年8月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900630	平成24年2月25日	令和元年10月17日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成24年3月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900631	平成25年6月14日	令和元年10月17日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和元年8月 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 厳重注意
A201900632	平成24年6月6日	令和元年10月17日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、泥よけのフラップが外れ、前輪がロックし、転 倒、負傷した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成24年6月 13日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 厳重注意
A201900633	平成18年12月17日	令和元年10月17日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、変速ギヤのシフトチェンジを行ったところ、転 倒し、手を負傷した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成19年1月 17日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 厳重注意
A201900634	平成28年11月7日	令和元年10月17日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロック し、転倒、負傷した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成28年11月 14日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 厳重注意
A201900635	令和元年10月7日	令和元年10月17日	エアコン(室外機)	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品を取り外していたところ、当該製品 が破裂し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を 調査中。	愛知県	
A201900636	令和元年9月5日	令和元年10月17日	窓	重傷1名	使用者(80歳代)が外窓を清掃中、当該製品(内窓)が倒れ、当 該製品(内窓)とともに転倒し、腰を負傷した。事故発生時の状況 を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和元年10月 7日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900637	平成19年3月1日	令和元年10月17日	自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900638	平成24年1月6日	令和元年10月17日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左膝を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900639	平成25年5月20日	令和元年10月18日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左手を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年6月6日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900640	平成30年5月13日	令和元年10月18日	自転車	重傷1名	子供(10歳)が当該製品で走行中、前ブレーキがロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年6月1日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900641	平成20年6月23日	令和元年10月18日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成20年7月8日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900642	平成19年5月26日	令和元年10月18日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品に乗車しようとペダルを踏み込んだところ、ペダルが回らず、転倒、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成19年6月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900643	平成23年9月5日	令和元年10月18日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、左手指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年9月13日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900644	令和元年10月7日	令和元年10月18日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	令和元年10月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900645	令和元年10月4日	令和元年10月18日	照明器具(卓上型)	火災	学校で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	山口県	製造から25年以上経過した製品 令和元年10月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900647	平成24年6月26日	令和元年10月18日	自転車	重傷・肢体不自由の後遺症1名	当該製品で走行中、自転車に衝突し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成24年7月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900648	平成25年9月18日	令和元年10月18日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前ホークが破損し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年12月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900649	平成27年1月31日	令和元年10月18日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900650	平成22年5月13日	令和元年10月18日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前ホークが破断し、転倒、腰を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし